

「最低賃金総合相談支援センター」による
節電に取り組む事業主の皆様への相談支援について

岐阜労働局では岐阜県社会保険労務士会に「最低賃金総合相談支援センター」の運営を委託しているところですが、「節電対策に取り組む事業主の皆様」を対象とした賃金・労働時間制度、労務管理、経営、事業計画の見直し等の相談も無料で受け付けています。

- 1 社会保険労務士の専門スタッフが無料で労働時間制度の改善による節電対応の相談に応じます。
- 2 電話、面談による相談のほか、ご希望により事業場への訪問相談も行います。
- 3 経営相談は経済産業省の「中小企業支援ネットワーク強化事業」と連携しています。

※ 相談を希望される事業主の皆様は、次の相談・連絡先まで、ご連絡ください。

ご 相 談 ・ 連 絡 先	最低賃金総合相談支援センター (岐阜県社会保険労務士会)
	〒 500-8382 岐阜市藪田東2-11-11 岐阜県社会保険労務士会 内 電 話 : 058 - 272 - 3028